

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の向上と企業の社会的責任を果たすため、経営の意思決定の的確性と透明性確保の観点から経営体制のチェック機能の充実を重要課題とし、現在の取締役会、監査役会の役割、責務の適切な遂行、及び「内部統制システム構築の基本方針」により、コーポレート・ガバナンスの充実を図ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

補充原則1 - 2(4)

議決権電子行使プラットフォームは、すでに参加済です。

招集通知の英訳につきましては、現状、海外投資家の持株比率が相対的に低いことから実施していません。今後、海外投資家の持株比率の推移を踏まえ、検討します。

補充原則4 - 1(3)

現時点では、最高経営責任者等の後継者に関する具体的な計画は有しておりませんが、取締役会は、将来に亘る経営責任があることを認識し、最高経営責任者(CEO)等の後継者のプランニングについて策定・運用に主体的に関与し、その情報を適宜共有し、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1 - 4

当社の中長期的な発展や企業価値向上のために、戦略上重要な協業であり取引関係の維持発展が認められると判断された場合を除き、原則として、政策保有株式を保有しません。

また、戦略上重要な協業であり取引関係の維持発展が認められると判断されない株式は縮減する方針です。

今後も、政策保有株式については、中長期的な経済合理性等を定期的・継続的に検証します。

企業価値及び株主利益の向上に資するよう、議決権行使基準を定め、原則としてその基準に従って判断して議決権の行使を行います。

原則1 - 7

当社は、関連当事者間取引を行う場合、社内規程により取締役会の承認を得ることとしております。

また、取締役との取引の有無を把握するため、取締役及びその近親者(二親等以内)と当社グループとの取引の有無を毎年定期的に確認しています。

原則2 - 6

企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて、自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、管理本部長を委員長に人事総務統括部長、人事総務部長及び経理部長で構成される年金運用委員会を設置し、運用を委託する運用機関より、定期的に運用状況やスチュワードシップ活動等に関する報告を受けると共に、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反の適切な管理に努めています。

原則3 - 1

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略は、当社ホームページで公表しておりますので、ご参照ください。

・経営理念 (<https://www.mjc.co.jp/corporate/policy/>)

・MJC Future Vision (<https://www.mjc.co.jp/ir/management/plan.html>)

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「1.1 基本的な考え方」に記載しています。コーポレート・ガバナンス基本方針を当社ホームページで公表しております。

(3) 本報告書の「2.1. [取締役報酬関係] の報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無」に記載しておりますので、ご参照ください。

(4) 取締役候補の指名を行うに当たっては、多様な観点から社内外より幅広く、優れた人格・見識を備え、企業家精神をグローバルに発揮出来る経営感覚があり、取締役会において率直・活発で建設的な議論への貢献ができる人材を、社外役員が過半数を占める報酬指名諮問委員会において、方針に沿った指名であるかを審議し、その結果を踏まえて社外役員を含む取締役会の決議をもって決定しています。

監査役候補の指名に当たっては、客観性・中立性を保ちながら、適切に監査業務を実施することが出来、かつ人格、識見ともに優れ、監査役に適した人材を、監査役会の同意を得た上で、社外役員を含む取締役会の決議をもって決定しています。

取締役の解任提案については、公序良俗に反する行為があった場合、健康上の理由から職務継続が困難となった場合、選定基準に定める資質が認められなくなった場合には、社外役員が過半数を占める報酬指名諮問委員会において審議し、取締役会において決定いたします。

(5) 「定時株主総会招集ご通知」株主総会参考書類の選任議案において取締役候補者、及び監査役候補者の選任理由を記載しています。

また、「第49期定時株主総会招集ご通知」は、以下のURLにおいて開示しています。

https://www.mjc.co.jp/ir/stock_info/meeting.html

なお、社外取締役の選任理由は、本報告書の「2.1. [取締役関係] 会社との関係(2)」に、社外監査役の選任理由は、「2.1. [監査役関係] 会社との関係(2)」にそれぞれ記載しています。

補充原則4 - 1(1)

当社は、取締役会の意思決定の範囲として、法令及び定款に定める事項のほか、重要な審議事項・報告事項は、取締役会規則に定めています。

業務執行の機動性を高めるため、取締役会規則に定める以外の事項の意思決定並びに業務執行については、当該業務の執行役員に権限を委譲しています。

原則4 - 9

当社の独立社外取締役に係る独立性判断基準は、以下のとおりであり、取締役会における率直・活発で建設的な議論への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めています。

■独立性の判断基準

次に掲げる者に該当しないこととしています。

- 1) 当社、又は当社の子会社の業務執行者。
- 2) 当社の子会社の取締役もしくは監査役。
- 3) 当社の総議決権の10%以上の議決権を保有する大株主、又はそれが法人、団体等(以下、法人等という)である場合の業務執行者。
- 4) 当社グループを主要な取引先とする者(その当該取引先の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを、当社又は当社の子会社から受けた者)又はその業務執行者。
- 5) 当社グループの主要な取引先(当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを当社又は当社の子会社に対して行った者)又はその業務執行者。
- 6) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者の業務執行者。
- 7) 当社又は当社の子会社が取締役を派遣している会社の業務執行者。
- 8) 当社又は当社の子会社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家。
- 9) 過去5年間に上記1)から8)のいずれかに該当していた者。
- 10) 過去に当社又は当社の子会社の業務執行者であった者(社外監査役にあっては、過去に当社又は当社の子会社の取締役であった者を含む)。
- 11) 上記1)から10)までに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族。

補充原則4 - 11(1)

当社は、当社の持続的成長や中長期に亘る企業価値向上を目指し、知識・経験・能力のバランスや多様性を確保することが重要であると考え、現在の取締役会は、様々な業界から、経営・財務・営業等各分野において豊富な知見を有した人材により構成されています。

また選任の際は、多様な人材から企業家精神をグローバルに発揮できる資質を考慮の上、社外役員が過半数を占める報酬指名諮問委員会において、方針に沿った指名であるかを審議し、その結果を踏まえて、独立社外取締役を含めた取締役会で決定しています。尚、取締役会の員数は、社外・社内を合わせて13名以内と定めています。

補充原則4 - 11(2)

取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるよう努めます。

また、重要な兼任の状況につきましては、招集通知、有価証券報告書等の開示資料において、毎年開示を行っています。

補充原則4 - 11(3)

取締役会の実効性について、当社は、取締役会の実効性の維持・向上を目的として、年に一度、取締役会全体の実効性について自己評価を行うことを定めています。

2019年度9月期は、継続性の観点から、基本的に前年度同様の評価方法を採用し、昨年追加した政策保有株式に関わる「経営戦略と事業計画」の項目、及び最高経営責任者(CEO)等の後継者計画に関わる「業績モニタリングと経営陣の評価・報酬」の項目も引き続き質問事項に含め、社外役員を含む全取締役、及び全監査役を対象に、取締役会の実効性に関するアンケートの外部機関による分析結果を基に、取締役会において議論と検証を行いました。その結果、取締役会の実効性は確保されていると評価しました。

議論において、2018年度に課題として確認されました、「重要な戦略にかかる議論を深化する為の仕組み作り」については、青森工場での取締役会開催後に工場視察を実施し、各事業部の最新状況を把握する機会が設けられたこと、「リスクマネジメントに対する取組みの強化」については、全社リスクマネジメント委員会議事録の配信等を行い、リスク情報の共有がされたこと等により、一定程度の改善が確認されました。しかしながら、それぞれの課題において、さらに一層推進させる必要があると評価されたため、両課題ともに継続課題とすることが確認されました。本評価結果を踏まえ、当社は、取締役会の監視・監督機能を更に高めるべく、継続的な改善に取り組めます。

補充原則4 - 14(2)

取締役・監査役に対するトレーニングの方針は以下のとおりです。

- (1) 新任取締役、監査役は、役員に必要な法務・会計知識等の習得を目的とした外部研修の受講を義務付けています。
- (2) 就任後、各取締役、監査役に対しては、それぞれの役職や職務経歴等に応じ、当社経営課題や、当社実情に沿った、知識の習得やスキルの継続的な向上を目的とした研修等に参加する機会、並びに情報提供を行うこととしています。
- (3) 社外役員について、新任については工場見学の実施、全ての社外役員は現場情報や実務が把握できるよう、重要会議体への出席機会を提供しています。

原則5 - 1

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、以下の方針のもと、株主を含む投資家との間で建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みを行っています。

- (1) 株主との対話全般については、経営企画室にIR担当を設置し、IR担当役員である専務取締役が統括しています。
- (2) 対話を補助する部門として、経営企画室、経理部、人事総務部が連携し、IRの方向性検討や開示資料の作成等を積極的に行い、株主との建設的な対話の実現を補助します。
- (3) 半期毎のアナリスト向け決算説明会のほか、証券会社主催の説明会や工場見学会の実施等積極的な対話の機会を設けています。決算説明会においては、代表取締役社長が自ら、合理的かつ可能な範囲で直接対話に臨むことを重視しています。また株主通信やファクトブック等を当社ウェブサイトへ公表し、会社情報の積極的な発信に努めています。
- (4) 決算説明会等で得られた意見や質問等は適宜集約し、経営及び企業価値向上に活かせるように、担当役員へ報告しています。また、重要事項については取締役会へ報告し議論します。
- (5) 当社は、インサイダー取引の未然防止を図るため社内規程を定め管理し、周知徹底を行っています。また決算発表前の一定期間を沈黙期間とし、対話を制限しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

10%以上20%未満

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
長谷川正義	2,496,860	6.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,307,800	6.04
日本生命保険相互会社	1,685,376	4.41
株式会社三菱UFJ銀行	1,331,200	3.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,283,200	3.36
長谷川勝美	1,186,760	3.11
長谷川丈広	1,184,520	3.10
MTKアセット株式会社	1,116,000	2.92
長谷川義榮	941,748	2.46
株式会社三井住友銀行	739,200	1.93

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
丸山 力	他の会社の出身者											
古山 充	他の会社の出身者											
田辺 英達	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丸山 力	○	2019年12月20日現在において当社株式を30,000株保有しております。 独立役員に指定しております。	会社経営者および技術者としての豊富な経験と深い見識に基づき、社内経営陣から独立した視点で、経営に関する助言、業務執行に関する監督を行うなどの観点から、適任と判断し、選任しました。
古山 充	○	2019年12月20日現在において当社株式を2,000株保有しております。 独立役員に指定しております。	会社経営者としての豊富な経験と深い見識に基づき、社内経営陣から独立した視点で、経営に関する助言、業務執行に関する監督を行うなどの観点から、適任と判断し、選任しました。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土屋 健吾	○	2019年12月20日現在において当社株式を4,000株保有しております。 独立役員に指定しております。	税理士としての経験を有し、財務及び会計に関する豊富な見識があり、また、人格にも優れ、当社において経営の客観的、かつ中立的な監査に適任と判断し、選任しました。
内山 忠明	○	独立役員に指定しております。	弁護士、大学教授としての経験・見識が豊富であり、また、人格に優れ、当社において経営の客観的、かつ中立的な監査に適任と判断し、選任しました。

独立役員の人数	更新	5 名
---------	----	-----

・丸山 力氏
取締役会 100%
・古山 充氏
取締役会 100%
・田辺 英達氏
取締役会 100%
・土屋健吾氏
取締役会 100%、監査役会 100%
・内山忠明氏
取締役会 100%、監査役会 100%

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入、その他
---	--------------------

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

当社グループは、当社グループの取締役、従業員への利益配分の一環として、業績向上に対する意欲や士気を高めること、幅広い支援及び協力を得ることを目的として、ストックオプション(新株予約権)制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

当社の取締役及び監査役に対する2019年9月期の役員報酬は、次のとおりであります。

- ・取締役 9名 201百万円 (うち社外取締役 3名 17百万円)
- ・監査役 3名 20百万円 (うち社外監査役 2名 8百万円)

上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額12百万円を支払っております。

2015年12月22日開催の第45期定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は、年額500百万円(うち社外取締役100百万円)以内であります。ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与相当額は含みません。

1996年12月19日開催の第26期定時株主総会決議による監査役の報酬限度額は、年額40百万円以内であります。

上記支給額には、以下のものが含まれております。

- ・当事業年度における役員賞与26百万円(取締役8名に対し26百万円(うち社外取締役3名に対し2百万円))
- ・自社株取得目的報酬による報酬額18百万円(取締役5名に対し18百万円)
- ・ストック・オプションによる報酬額4百万円(取締役6名に対し4百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬の決定方針は次のとおりです。

・取締役の報酬は、経営陣として、当社の選任要件を満たす、優秀な経営人材を維持・確保するに相応しい報酬水準とします。

各取締役の報酬については、社外役員が過半数を占める報酬指名諮問委員会で審議の上、取締役会で決議しています。

取締役報酬等の構成は、常勤取締役に対しては基本報酬、ストック・オプション、自社株取得目的報酬及び賞与とし、社外取締役に対しては、基本報酬及び賞与となっております。なお、取締役の賞与の金額の算定にあたっては、当社の業績や経営環境等を総合的に勘案して決定しております。

・監査役の報酬は、監査役として、当社の選任要件を満たし、社会的信頼に応える良質なコーポレート・ガバナンス体制の確立に資することができる優秀な人材を維持・確保するに相応しい報酬水準とします。

各監査役の報酬については、監査役の協議によって定めております。監査役報酬等の構成は、基本報酬のみとなっております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、経営監査室を設置しており、経営監査室が必要に応じて監査役の監査を補助することとしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
長谷川 義榮	相談役名誉会長	長年にわたる経営の経験に基づき経営陣への様々助言を行っております。	非常勤であり、年間報酬金額は20百万円。	2010/12/22	相談役としての任期は1年間。

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

(取締役・取締役会)

・取締役の員数は、2019年12月20日現在8名で、このうち3名が社外取締役であります。

・当社は、毎月1回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

・取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督する機関と位置付け運用を図っております。

(監査役・監査役会)

・当社は、監査役制度を採用しております。

・監査役の員数は、2019年12月20日現在3名で、このうち2名が社外監査役であり、社外からの視点を強化しております。

・監査役は、取締役会への出席及び決裁書類の閲覧等を通じて、取締役会の意思決定過程及び取締役の業務執行状況を監督しております。

・監査役会は、監査役全員で構成し、1ヶ月に1回以上開催し、法令、定款及び監査役会規則に従い、監査計画等を決定し会計監査人、取締役その他の関係人から報告を受ける等、監査業務を行っております。

(経営会議・執行役員会)

・経営会議は、役付取締役、事業部長及び本部長を基本構成メンバーとし、毎月1回以上開催しております。

・経営会議は、取締役会専決事項について取締役会への付議の可否を決定し、また、取締役会で決定された基本方針、計画、戦略に沿って重要案件に関する施策の審議を行う機関であります。

・執行役員会は、社長以下執行役員(兼務取締役含む)を基本構成メンバーとし、取締役会から委任された各執行役員の業務執行状況を報告し、業務執行の総合調整と意思統一を図ること目的に毎月1回開催しております。

(会計監査人・顧問弁護士)

・会計監査を担当する会計監査人として、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、決算時における監査を受けております。

・顧問弁護士とは顧問契約に基づき、必要に応じてアドバイスを受けております。

(経営監査室)

・経営監査室は、経営課題に的確に対応した内部監査を通じて内部管理に関する課題を提起することにより、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与することを基本方針に掲げ、子会社を含む各組織に対して内部管理プロセスを重視した内部監査を実施し牽制機能の充実を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は前記の企業統治体制を採用することにより、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能の分離を図り、経営の透明性、健全性の向上に努めております。また、さらなる経営の透明性及び健全性並びに意思決定の迅速化を図るため、2010年12月22日開催の定時株主総会において取締役の員数を13名から8名に減員し、同日開催の取締役会において執行役員制度を導入いたしました。

さらに、2012年12月21日開催の定時株主総会においてさらなる経営の意思決定の迅速化を図るため、取締役の員数を9名から6名に減員しております。現在の経営体制は、経営体制の強化を目的とし、取締役の員数を2名増員し、取締役8名(うち社外取締役3名)であります。

また、専門的知見をもった独立性の高い社外取締役3名を選任することにより、取締役会における意思決定の過程に外部からの視点による監督機能を持たせ、経営の透明性、客観性を確保しております。

これらの施策により、当社における現状の企業統治体制は、有効なコーポレート・ガバナンス体制が確保されていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	当社の指定する株主総会議決権行使サイトにおいて、インターネットによる議決権行使が可能となっています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のすべてのステークホルダーの方に、当社グループへの理解を深めていただき、当社の企業価値を正しく評価していただくために、透明性、公平性、継続性を基本に、金融商品取引法及び上場証券取引所の定める法令・規則を遵守し、企業活動に関する会社情報の公正かつ適時・適切な開示に努めることを基本方針とする「ディスクロージャーポリシー」を策定しており、当社ホームページにおいて開示しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとに決算説明会を開催し、社長自身がアナリスト・機関投資家の皆さまに、決算の内容や事業の状況、そして今後の事業展開等について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上において、タイムリーかつ正確で充実した情報開示に努めております。掲載しているIR資料としては、決算短信、決算説明会資料、ビジネスレポート、MJC Future Visionがあります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員は、専務取締役管理本部長がその任にあたり、IR担当部署は経営企画室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	管理本部人事総務統括部および品質保証統括部において、環境、コンプライアンス、安全、情報セキュリティ、社会貢献、情報開示の課題に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社のすべてのステークホルダーの方に、当社グループへの理解を深めていただき、当社の企業価値を正しく評価していただくために、透明性、公平性、継続性を基本に、金融商品取引法及び上場証券取引所の定める法令・規則を遵守し、企業活動に関する会社情報の公正かつ適時・適切な開示に努めることを基本方針とする「ディスクロージャーポリシー」を策定しており、当社ホームページにおいて開示しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、コンプライアンス規程を定めるとともにすべての役員及び従業員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動を取るためのMJC行動規範を策定しております。また、直接従業員から通報相談を受付けるMJCヘルプラインを設け、法令違反またはMJC行動規範に反する行為またはそのおそれがある事実の早期発見に努めます。MJCヘルプラインは社外に通報相談窓口を設け、通報者に対する匿名性を担保するとともに不利益となる取扱いの防止を保証しております。

(2)当社は、経営監査室を設置しており、経営課題に的確に対応した内部監査を通じて内部管理に関する課題を提起することにより、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与することを基本方針に掲げ、子会社を含む各組織に対して内部管理プロセスを重視した内部監査を実施し牽制機能の充実を図っております。

(3)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切の関係を遮断するとともにこれら反社会勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応いたします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報を、法令及び社内規程に基づき適正に保存及び管理しております。また、法令または証券取引所適時開示規則に則り、必要な情報開示を行っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に重大な影響を与えるリスクを事前に把握、分析、評価したうえで適切な対応策を準備し、発生したリスクによる損失を最小限にすべく組織的な対応を行うとともに、リスクマネジメント状況を監督し、定期的な見直しを行っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は、経営の基本方針・法令で定められた事項その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督する機関と位置づけ、運用を図っております。

また、当社は、環境変化等に対応した会社全体の将来のビジョンを定めるため、長期的に当社が目指すべき姿をまとめたMJC Future Vision、及び単年度の事業計画を策定しております。

さらに、取締役会の下に、社長が議長を務める経営会議を設けて、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議しております。

また、当社は、執行役員制度を導入し、取締役会の経営の意思決定機能及び執行監督機能と執行役員の業務執行機能を分離し、役割と責任を明確化して、それぞれの機能強化を図っております。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社主管部統括の下、当社各部門がそれぞれ担当する子会社に対し、子会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項については予め当社の承認を求めることや、当社に報告を求めることにより、子会社の経営管理を行っております。

また、当社は、当社及び当社子会社(以下「当社グループ」といいます)に適用されるコンプライアンス規程を定め、当社グループの役員及び従業員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動を取るためのMJC行動規範を策定し、当社グループに配布するなど、当社グループ全体でコンプライアンス体制を構築することとしております。

さらに、当社は、経営監査室を設置し、当社グループ全体に対して内部監査を実施するほか、子会社との各種連絡会・協議会を設置することにより、当社グループ全体の情報管理・危機管理の統一と共有化及び経営の効率化を確保しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、経営監査室を設置し、経営監査室が監査役の求めに応じて監査役の監査を補助することとしております。監査役会の招集事務、議事録の作成、その他監査役会運営に関する事務は人事総務統括部がこれにあたることとしております。

また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ること、当社監査役から監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、当社取締役等の指揮命令を受けないものとするにより、取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性を確保しております。

7. 当社及び子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、当社監査役が定期的に取締役または使用人から職務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備するとともに、監査が実効的に行われることを確保するため人事総務統括部の関連部門が監査役の業務を補助しております。

また、内部通報制度により当社または子会社の役職員から担当部門が受けた通報内容について、当社監査役に報告を行うこととしております。

さらに、当社は、定期的に当社グループ監査役連絡会を開催し、当社及び子会社の監査役間での情報共有を図っております。

また、当社は、内部通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を定めるとともに、当社監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。

8. 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設けているほか、当社監査役がその職務について生じる費用の前払い等の請求をしたときには、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において決議する「内部統制システム構築の基本方針」において、反社会的勢力との関係を一切遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応することを基本方針として定めております。

また、当社グループ全社員の行動の規範となる「行動規範」においても反社会的勢力との関係遮断に関する規定を設け、全社員に対し周知徹底を図るとともに、会社規程類において具体的な体制整備の内容を定めております。

反社会的勢力との対応窓口については、人事総務統括部を担当部門として定め、警察、顧問弁護士等との外部専門機関と緊密な連携体制を築き、基本方針に反する行為の未然防止に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

更新

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を以下のとおり定めております。

1. 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が他社に優越する技術力・生産力等を維持し、企業価値を確保・向上させるためには、中長期的視野で新技術の実現や人材の育成に努めること、それにより培われた技術資産や人的資産、設備資産の結集で顧客にベネフィットを提供すること、及びこの方針を支える企業文化を維持することが必要不可欠です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、1970年に電子測定技術を活かした電子機器の保守事業からスタートし、IT産業の発展とともに1973年から半導体関連、1985年から液晶ディスプレイ（LCD）関連の検査・測定機器の開発・製造・販売を行ってまいりました。特に、半導体計測器具「プローブカード」及びフラットパネルディスプレイ（FPD）検査装置「LCD検査装置」においては、世界初・世界標準となる製品を数多く生み出してきたことで、当社は、世界的なリーディングカンパニーとして揺るぎない地位を築いております。2005年に世界初の製品化に成功したウェーハスケール一括測定プローブカードでは、当社にとって過去にない長期にわたる研究開発投資、外部からのセラミック薄膜多層配線基板技術及び設備の導入、大型量産設備投資を実施し、世界最高の製品かつ当社の収益の柱へと育みました。また、最近10年においては、「半導体テスト」や「自動光学検査装置」等当社が従来得意としてきたプロービング技術の枠を超えた新技術による製品の提供も開始しております。

この当社の企業価値の源泉は、1)創業以来一貫して従業員の育成及び技術の改善・開発に注力してきた成果としての優れた電子計測技術力・製品群、2)半導体等電子部品メーカーの多様なニーズに柔軟かつ迅速に対応することを可能にする製品設計力、生産技術力、生産設備や生産体制、3)当社グループの有機連結による研究開発力及びメンテナンス体制等の強化、並びに4)当社の製品の販売先及び原材料調達先等との信頼関係、5)長期的視野で企業価値向上を図る企業文化にあると考えております。

具体的には、当社は、創業以来、従業員一人ひとりに製品開発のノウハウ・技術力・安全管理等を中長期的に教育するとともに、新技術・新製品の開発に継続的に取り組むことにより、世界の半導体やLCDパネルをはじめとする電子部品メーカーから高い評価を受ける、優れた電子計測技術力と製品群を有するに至りました。半導体等電子部品の先端技術分野においては、常に急速なスピードで技術革新が進んでおり、また、メーカーのニーズや市場の変化も急速であるため、当社が他社に優越する電子計測技術力や製品群を維持するためには、製品開発のノウハウ・技術力を有する個々の従業員を継続的に確保・育成することが必要不可欠です。当社は、個々の従業員がこのようなノウハウ・技術力を習得できるよう中長期的な観点から人材の確保・育成を図るとともに、労協協調の企業文化を維持し、個々の従業員が企業価値の向上に最大限寄与することのできる環境の整備に努めております。

また、当社は国内に青森工場をはじめとした3つの工場、海外に韓国をはじめとした3ヶ国に現地生産拠点を有し、メーカーのあらゆるニーズに柔軟かつ迅速に対応する生産体制を構築しております。当社の生産する半導体等電子部品の検査装置・器具等はメーカー各社の仕様に基づいて製造されるため、メーカーのニーズに柔軟に対応できる生産体制を構築しなければ、当社の優位性を維持することはできません。当社は、各工場に自社開発の生産装置・治具類を設置・配置し、また設計から組立・検査までの一貫生産体制を確立することにより安定した生産力を維持するとともに、長年蓄積された電子計測技術や微細加工技術をベースに、絶えず生産技術の改善・開発に取り組むことにより、メーカーのニーズに対応できる生産体制を構築しております。このような当社の生産設備・生産体制を効率的に稼働させるためには、品質管理・生産管理等に長けた当社の従業員のノウハウも必要不可欠です。

さらに、当社は、上記の国内及び海外の生産拠点のほか、海外に現地法人や販売代理店を置いて世界的にマーケティングを行い、マーケティングを通じて得たノウハウ等を研究開発にフィードバックすることにより、研究開発力やメンテナンス体制をさらに強化しております。

加えて、当社が高品質な製品の安定的な生産及び販売を継続していくためには、販売先であるメーカーとの信頼関係を維持すること、及び当社の高品質な製品の開発・製造を支える原材料調達先・外注先との信頼関係を維持することが必要です。当社は、上記のとおりメーカーのニーズに柔軟に対応した製品を開発・製造し続け、また顧客密着型の営業・開発を行うことにより、メーカーとの間で継続的な取引関係及び強い信頼関係を維持しております。また、原料調達先・外注先の間でも、「品質第一」の考え方を相互に確認しながら、信頼関係を構築しております。

また、当社は、上記の強みを活かすために、当社の従業員に対し、1)蓄積された技術と製造ノウハウを結集し、顧客に最高のベネフィットを提供する、2)常に技術開発に注力し、新技術の実現に努める、3)全従業員が自己実現を図り、創造性豊かな企業文化を構築する、並びに4)QDCCSS（ ）の改善及び力の結集するといった方針や企業文化の浸透を図るよう努めており、これら従業員についても、当社の企業価値の源泉の一部を構成しております。

QDCCSS（呼称：クダックス）

お客様の信頼を得ることが大切との考えから、製品の開発から製造、資材、物流、管理、システム構築のあらゆる段階において、次の6つを活動テーマとしてその改善及び改革に全ての社員の力を結集する当社独自の総合管理システム。

[6つのテーマ]

Q：Quality（技術の向上・品質の維持）

D : Delivery (納期の厳守)
C : Cost (原価の低減)
C : Compliance (法令遵守)
S : Service (サービスの充実)
S : Safety (労働・製品の安全)

(2) 企業価値向上のための取組み

当社グループは以下の基本方針に基づき、QDCCSSを更に推し進めて品質と納期での競争力を高め、市場へ安心・安全を提供することで「より豊かな社会の発展に貢献」していきます。

< 基本方針 >

1. リーディングカンパニーとして、常に技術革新に挑み、他の追随を許さない新たな価値を創造
2. 顧客ニーズに即応した製品開発と、その拡販によって、市況の変化に左右されない安定収益を確保
3. 新たな分野に向けた挑戦の継続
4. 真のグローバルカンパニーに相応しい人材育成

< 成長のコンセプト >

1. 強みである技術力、開発力を更に進化させ顧客に最高のベネフィットを提供する
2. QDCCSSをはじめとする企業文化を追求し、ブランド力を更に高め、全世界のMJC拠点でのサービスの向上を目指す
3. 内外各種研修の充実により、グローバルに活躍する人材を育成し、更に企業価値を高める

当社は、グループを挙げ、上記成長のコンセプトに基づき、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上に努めてまいります。

(3) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、取締役の任期を1年とするとともに、独立性のある社外取締役を3名選任しております。これにより、社外取締役と社外監査役による当社経営に対する経営監督・監視機能の充実を図り、透明性の高い経営を実現するなど、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。また、当社は代表取締役社長直轄の独立組織として経営監査室を設置し内部統制の強化も図っております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるために、2019年12月19日開催の第49期定時株主総会における承認を得て、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」という。その概要は下記(2)をご参照願います。）を更新いたしました。

(2) 本プランの内容

本プランは、当社の株式に対する買付その他これに類似する行為又はその提案（以下、「買付等」という。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下、「買付者等」という。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行うこと等を可能とし、また、上記基本方針に反し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、当社が発行者である株式について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、又は当社が発行者である株式について、公開買付の後における株式の所有割合及びその特別関係者の株式所有割合の合計が20%以上となる公開買付を対象とします。当社の株式について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等や当社取締役会から提出された情報、当社取締役会の代替案等が、当社経営陣から独立した社外取締役等から構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、買付内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との協議、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、又は当該買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であり、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告することがあります。この新株予約権の無償割当ては、割当日における当社株主に対し、その有する株式1株につき新株予約権1個を割り当てるものであり、この新株予約権の行使は、金1円を下限として当社株式の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において、当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより、普通株式1株を取得することができ、また、買付者等による権利行使が認められないという行使条件、及び当社が買付者等以外の者から当社株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されております。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施又は不実施等の決議を行うものとします。また、当社取締役は、独立委員会における手続に加えて、株主総会を招集し株主の皆様の意思を確認することもできます。当社取締役会は、上記決議を行った場合や株主総会を招集する場合等においては、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、2022年12月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。また、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

4. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

コーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。特に、本プランについては、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則の要件を充足していること、第49期定時株主総会において株主の皆様の承認を得ていること、一定の場合には本プランの発動の是非について株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとされていること、及び有効期間を2022年12月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとするサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主意思確認総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されること等株主意思を重視するものであること、独立性のある社外取締役等によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用し助言を受けることができるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループは、複雑化する事業環境において企業価値を安定的に高めていくために、当社グループを取り巻く多様なリスクを正確に認識し、分析・評価した上で、適切な対策をとることが重要と考えております。

当社のリスク管理体制は、当社における潜在的経営リスク・重要な法務的課題について把握・分析・対策を検討するとともに、顧問弁護士に必要に応じてアドバイスを受ける体制をとり、損失の最小化を図るとともに社会との信頼関係構築に努めております。

